

建設工事の低入札価格調査制度

ダンピング競争を防止し、公共工事等の品質確保を図るため、低入札価格調査制度を導入しています。入札において、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合に、すぐに落札者を決定せず、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した上で、落札者を決定する制度です。

(1) 建設工事

- 1) 対象工事 予定価格 5,000 万円以上
- 2) 調査基準価格 中央公共工事契約制度運用連絡協議会*モデルに準拠 (H25.5 改正, 対応済)
 予定価格の 70% から 90% の範囲で設定
 *公共工事を発注する国等 34 機関 (中央省府庁 13、公団 21)
- 3) 調査方法 調査基準価格を下回る価格で入札した者に対し、その価格で応札した理由や入札価格の根拠等を記す調査報告書の提出を求め、契約の適正な履行がなされるかの調査を行う。
- 4) 調査の実施状況

年度	制度適用 対象件数	低入札調査価格調査の状況	
		調査実施件数	失格・無効件数
H23	320件	52件	51件
H24	300件	29件	28件

(2) 建設工事等に係る委託業務 (試行)

- 1) 対象業務 予定価格 1,000 万円以上*
 * 土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務
- 2) 調査基準価格 国土交通省のモデルに準拠 (H23.3 改正, 対応済)
 予定価格の 60% から 80% の範囲で設定
 (地質調査業務は、3分の2から85%の範囲で設定)
- 3) 調査方法 建設工事と同様
- 4) 調査の実施状況

年度	制度適用 対象件数	低入札調査価格調査の状況	
		調査実施件数	失格・無効件数
H23	175件	29件	29件
H24	227件	31件	30件

最低制限価格制度

建設・不動産課

本制度は、最低制限価格を下回る価格での入札を失格とする制度です。

(1) 建設工事

- 1) 対象工事 予定価格 5000万円未満

注) 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事については、24年12月
まで予定価格2億円未満を対象

- 2) 最低制限価格・・・調査基準価格の算定式に準拠

H24年度 対象案件 3053件 失格発生 260件

H23年度 対象案件 3256件 失格発生 456件

(2) 業務委託

- 1) 対象業務 予定価格 1000万円未満

- 2) 最低制限価格・・・調査基準価格の算定式に準拠

H24年度 対象案件 1949件 失格発生 124件

H23年度 対象案件 1862件 失格発生 148件

低入札価格調査制度総務部試行の検証について

管財課調達指導班

1. 平成25年度総務部の試行状況

今年度総務部においては、試行として500万円以上の特定委託業務以外の委託業務について、機種選に諮ることなく原則低入札価格調査制度を適用し、8月21日現在で16件の入札を執行している。そのうち、約20%にあたる3件が調査基準価格を下回る入札となり低入札価格調査を行っている。

制度を適用したことによる大きなトラブル等の発生は特に無かったが、所属からは業務量が増加した等の意見があった。

対象案件の平均落札率は86.3%であり、平成24年度と比較して10.1%増加している。

2. 試行の検証及び方針

総務部における試行においては、「ダンピングに歯止めがかかるのでよい」等制度適用に対する肯定的意見があり、特に大きなトラブルもなく、落札率が前年度比で増加するなどダンピング防止に一定の効果があったものと思慮されることから、制度の拡大は有効と考えられる。

一方、原則500万円以上の特定委託業務以外の委託業務全てに低入札価格調査制度を適用した場合、一部の部局において調査対象件数の増加により大幅に事務量が増加することが懸念される。

以上のことから、平成26年度からの特定委託業務以外の委託業務にかかる低入札価格調査制度の適用範囲の拡大については、次のようにすることとした。

予定価格500万円以上の入札について原則低入札価格調査制度を適用する。

(ただし、次を除く)

- ① 機種選に諮り、低入札価格調査の対象としない旨決定した業務
- ② 直近3年間の平均落札率が70%以上の案件については、所属長の判断により、適用しないこととした業務

【参 考】

○ 総務部の試行状況 (H25.8.21現在)

(1) 入札執行状況

- ・執行件数 16件
- ・調査実施件数 3件
- ・調査業者数 8者
- ・失格・無効業者数 7者

(2) 落札率の状況 (H24の集計対象は、H25度執行16件に対応する案件で比較)

- ・70%未満 H24 5件 H25 1件
- ・平均落札率 H24 76.2% H25 86.3%

委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度（概要）

総務部管財課

	基 本 制 度		特 定 委 託 業 務 (平成24年度～)
	平成25年度	平成26年度～	
低入札価格調査制度	<p>予定価格が500万円以上の全ての委託業務 (特定委託業務を除く)</p> <p>・調査基準価格 予定価格の70/100 ※ H24までは、予定価格の60/100</p>		<p>予定価格が1,000万円以上の ①建物清掃、②電気・機械設備等保守管理、③警備、④建物総合管理 ⑤緑地管理、⑥除草、⑦樹木管理、⑧樹木等の害虫駆除 ※ H25 ⑤～⑧の業務を追加</p> <p>・調査基準価格 予定価格の80/100 ※ H24は、予定価格の70/100</p>
	<p>任意適用 (機種等選定指名業者選定審査会に諮り、適用決定) ※ H25は、総務部において 原則適用</p>	<p><u>原則適用</u> (ただし、次を除く) ①機種等選定指名業者選定審査会に諮り、適用しない旨決定した業務 ②直近3年間の平均落札率が70%以上の案件については、所属長の判断により適用しないこととした業務</p>	<p>当然適用</p>
最低制限価格制度			<p>予定価格が100万円超1,000万円未満の上記①～⑧の業務 ※ H25 ⑤～⑧の業務を追加</p> <p>・最低制限価格 予定価格の70/100</p>